

【記載例（収支内訳書 2 ページ）】

○収入金額の明細																			
農産物等の種類品名等 (※1)	数量	販売金額 (円)	家事消費金額 (円)	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等 (※1)	数量	販売金額 (円)	家事消費金額 (円)	農産物の棚卸高							
				期首		期末						期首		期末					
				数量	金額	数量	金額					数量	金額	数量	金額				
水稲	120	1,380,000	195,000	600	145,000	680	164,300	特 きゅうり	600	1,337,000	6,000								
自家用野菜	5		60,000					特 トマト	600	1,408,000	4,000								
はくさい	40	1,624,000	3,000					販 小計	1,200	2,745,000	10,000								
レタス	10	663,000	2,000					農産物計 (⑤+⑥)	227	7,832,000	275,000	⑤	145,000	⑥	164,300				
甘夏みかん	40	1,420,000	5,000					畜産物計	25	1,125,000		区 分							
計	215	5,087,000	265,000		145,000		164,300	雑収入の内訳				金額							
								水稲共済金				3,000							
								農作業委託料				24,000							
								計				27,000							

○減価償却費の計算														
減価償却資産 の名称等 (※1)	取得 数量	取得 年月	取得価額 (円)	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率 (%)	本年分の償却 額(円)	本年分の償却 率(%)	本年分の必要経費 率(%)	本年分の必要経費 率(%)	本年分の必要経費 率(%)	本年分の必要経費 率(%)	本年分の必要経費 率(%)
金属造り物	40	R2・4	1,240,000	1,240,000	定額	19	0.053	49,290	—	49,290	100	49,290	1,190,710	
耕うん機	1	R2・9	450,000	450,000	定率	9	0.286	42,900	—	42,900	100	42,900	407,100	
甘夏みかん樹	40	R2・1	520,000	494,000	定額	30	0.034	16,796	—	16,796	100	16,796	275,470	
一括償却資産	—	R2・	180,000	180,000	—	1/3	—	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	
かんがい用配管	1	R2・1	800,000	40,000	—	1/15	—	8,000	—	8,000	100	8,000	16,000	均等償却
計								176,986	—	176,986	100	176,986	2,009,280	

○減価償却費の計算														
果樹・牛馬等の 名称等 (※1)	取得 数量	取得 年月	取得価額 (円)	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率 (%)	本年分の償却 額(円)	本年分の償却 率(%)	本年分の必要経費 率(%)	本年分の必要経費 率(%)	本年分の必要経費 率(%)	本年分の必要経費 率(%)	本年分の必要経費 率(%)
甘夏みかん樹	25	R2・1	275,000	—	100,000	100,000	40,000	60,000	—	335,000	—	335,000	—	—
計			275,000	—	100,000	100,000	40,000	60,000	—	335,000	—	335,000	—	—

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。 なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。
販売金額	本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したもののについては、全て本年分の販売金額になります。
家事消費金額	農作物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。
農産物の棚卸高	収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。 なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量が僅かなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
雑収入の内訳	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補填金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。 なお、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、3ページの「消費税等の経理処理について」を参照してください。

○減価償却費の計算

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産			平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法		取得価額そのま まの金額を記入し ます。
				250%定率法	200%定率法	
				平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得（※1）	平成24年4月1日 以後に取得（※2）	
①取得価額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。 下段の括弧内は記入する必要はありません。			下段の括弧内に償却保証額（取得価額× 保証率（8ページ参照））を記入します。		
②償却の基礎 になる金額	① 取得価額から残存 価額（取得価額×残 存割合（7ページの 「残存割合表」を参照 してください。))を 差し引いた金額（漁 業権や特許権などの 無形固定資産は、取 得価額そのままの金 額）を記入します。 ② 減価償却費の累積 額が取得価額の95% 相当額（生物につい ては、取得価額から 残存価額を差し引い た金額）に達した年 分の翌年分以後5年 間において均等償却 を行う場合には、「取 得価額×5%」の金 額（生物については、 残存価額）を記入し ます。	① 前年末の未償却残 高（「取得価額—前 年末までの減価償却 費の累積額」の金額） を記入します。 ② 減価償却費の累積 額が取得価額の95% 相当額（生物につい ては、取得価額から 残存価額を差し引い た金額）に達した年 分の翌年分以後5年 間において均等償却 を行う場合には、「取 得価額×5%」の金 額（生物については、 残存価額）を記入し ます。	取得価額そのま まの金額を記入し ます。	① 本年中に取得した資産は、取得価額そ のままの金額を記入します。 ② 前年以前に取得した資産は、前年末の 未償却残高（「取得価額—前年末までの減 価償却費の累積額」の金額）を記入します。 ③ 調整前償却額が償却保証額未満となる 年分以後は改定取得価額（6ページ参照） を記入します。		

	平成19年 3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年 4月 1日以後に取得した減価償却資産		
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
				250%定率法	200%定率法
				平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得（※1）	平成24年 4月 1日 以後に取得（※2）
償 却 方 法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。 ・ 届け出していない方は、旧定額法 になります。 ・ 建物（平成10年 4月 1日以後に取得したもの）及び生物は旧定額法になります。 ・ 届け出していない方は、定額法 になります。 ・ 建物、建物附属設備、構築物及び生物（建物附属設備及び構築物は平成28年 4月 1日以後に取得したものに限りです。）は、定額法になります。				
耐 用 年 数	7 ページの「 主な減価償却資産の耐用年数表 」を参照してください。				
④償却率又は改定償却率	8 ページの「 減価償却資産の償却率等表 」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合には、「1/3」と記入します。 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は耐用年数に応ずる改定償却率を記入します。				
㊦本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。				
㊦本年分の普通償却費	① 「㊥×㊦×㊦」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、 「{(取得価額－取得価額×95%－1円)÷5}×㊦」の金額（生物については、「{(残存価額－1円)÷5}×㊦」の金額）を記入します。 「㊥×㊦×㊦」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。				
㊦未償却残高（期末残高）	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、①の金額から㊦の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）から㊦の金額を差し引いた金額				
摘 要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。 次のような場合に於いて、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 取得資産が中古である場合……その旨 (2) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (3) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (4) 特別償却の適用を受ける場合……その特例名 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は「改定償却」と記入します。 平成24年 4月 1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合には、「250%定率法」と記入します。				

※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます（平成25年3月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限ります。）。

※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。 取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とします。 [算式] ① 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数 ② 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 － (経過年数 × 0.8) = 耐用年数

減価償却費 の 計 算 方 法	【平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産】 〔定額法〕 $\frac{\text{償却の基礎になる金額 (取得価額)}}{\text{耐用年数に}\times\text{定額法の償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ 〔定率法〕 ① $\frac{\text{償却の基礎になる金額 (取得前年末までの減価償却費の累積額)}}{\text{耐用年数に}\times\text{定率法の償却率}} = \text{調整前償却額}$ ② $\text{取得価額} \times \text{耐用年数に}\times\text{保証率} = \text{償却保証額}$ 「調整前償却額」と「償却保証額」を比較した結果に応じ次の算式によります。 ・「調整前償却額」$\geq$「償却保証額」の場合 $\frac{\text{調整前償却額}}{12} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ ・「調整前償却額」$<$「償却保証額」の場合 $\frac{\text{改定取得価額}}{\text{改定償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ ※ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産では、定率法の償却率等が異なります。 ※ 改定取得価額とは、最初に調整前償却額が償却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。 【平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産】 〔旧定額法〕 $\frac{\text{償却の基礎になる金額 (取得価額から残存価額を差し引いた金額)}}{\text{耐用年数に}\times\text{旧定額法の償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ 〔旧定率法〕 $\frac{\text{償却の基礎になる金額 (取得前年末までの減価償却費の累積額)}}{\text{耐用年数に}\times\text{旧定率法の償却率}} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ ※ 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達するまで、上記算式で計算します。 ※ 前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間に於いて、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、1円まで償却します。 〔算式〕 $\frac{(\text{取得価額} - \text{取得価額の95\%相当額} - 1\text{円}) \div 5}{12} \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ $(\text{生物の場合} : (\text{残存価額} - 1\text{円}) \div 5) \times \frac{\text{本年中に事業に使用していた月数}}{12} = \text{減価償却費}$ ※ 取得価額……建物、機械などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。 なお、取得価額や償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してください。 ① 資本的支出がある場合……原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価額とします。 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加算することができます。 定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年1月1日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（ただし、その資本的支出を行った減価償却資産とその資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の償却率が異なる場合を除きます。）。 そのほか、同一一年中に複数回行った資本的支出につき定率法を採用している場合の特例もあります。 ② 資産を取得するための借入金の利子がある場合……その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えありません。 ③ 代替資産や買換資産などの場合……譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をする場合があります。
--------------------------------	--

〔少額な減価償却資産について〕

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

〔一括償却資産について〕

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合、「**⑥償却率又は改定償却率**」欄に「**1/3**」と記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算

① 前年からの繰越額	前年以前から引き続き育成している果樹・牛馬等に係る取得費と育成費用の前年末の合計額を記入します。
② 本年中の肥料、農薬等の投下費用	飼料費、肥料費、農薬費のみを育成費用としても差し支えありません。
③ 育成中の果樹等から生じた収入金額	育成中の果樹から収穫した果実の収入金額は果樹の育成費用から差し引きます。 ただし、毎年継続して販売金額に含めて申告する方法をとっている場合には育成費用から差し引く必要はありません。

主な減価償却資産の耐用年数表

建 物		
構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	店舗用・住宅用のもの 倉庫用・作業場用のもの（一般用）	年
		22
木骨モルタル造のもの	店舗用・住宅用のもの 倉庫用・作業場用のもの（一般用）	20
		14
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用・住宅用のもの 倉庫用・作業場用のもの（一般用）	38
		34
簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	10
		7

構 築 物

構造・用途	細 目	耐用年数
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 【例示】頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど	年
		14
		17
	主として金属造のもの 【例示】斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など	14
		5
	主として木造のもの 【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など	10
		8
		8
	土管を主としたもの 【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	8
		8
	その他のもの 【例示】薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など	8

車両・運搬具

構造・用途	細 目	耐用年数
一般用のもの（特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの）	自動車（2輪・3輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	年
		4
	貨物自動車	4
	ダンプ式のもの	5
	その他のもの	6
	2輪・3輪自動車	3
	自転車	2
	リヤカー	4

機械・装置

設備の種類	細 目	耐用年数
農業用設備		年
		7
林業用設備		5

生 物

種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	年
		6
		4
		4
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。） 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。） 競走用 その他用	6
		6
		4
		8
豚		3
綿羊、やぎ	種付用 その他用	4
		6
かんきつ樹	温州みかん その他	28
		30
りんご樹	わい化りんご その他	20
		29
ぶどう樹	温室ぶどう その他	12
		15
梨 樹 桃 樹 桜 桃 樹 び わ 樹 く り 樹 梅 樹 柿 樹 あんず樹 すもも樹 いちじく樹 キウイフルーツ樹 ブルーベリー樹 パイナップル 茶 樹 オリーブ樹 つばき樹		26
		15
		21
		30
		25
		25
		36
		25
		16
		11
		22
		25
		3
		34
		25
		25
桑 樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18
		9

（注） この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

残存割合表（平成19年4月1日以後に取得した資産には適用しません。）

資産の種類等	残存割合	資産の種類等	残存割合
建物、農機具などの一般減価償却資産	10%	馬	
牛		繁殖用、競走用	20%
繁殖用の乳用牛、種付用の役肉用牛	20%	種付用	10%
種付用の乳用牛	10%	その他用	30%
その他用	50%	綿羊、やぎ	5%
豚	30%	果樹その他の植物	5%
※ 牛と馬については、残存価額（取得価額×残存割合）が10万円以上となる場合には、10万円とします。			

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表

耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 4月1日 以後取得	耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 4月1日 以後取得
	旧定額法 償却率	定額法 償却率		旧定額法 償却率	定額法 償却率
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020
26	0.039	0.039			

2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得			平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得			耐用年数	平成19年3月31日以前取得			平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
	旧定率法償却率			250%定率法			200%定率法				旧定率法償却率			250%定率法			200%定率法		
	償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率		保証率	償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率	
2	0.684	1.000	—	—	1.000	—	—	27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624				
3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568				
4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463				
5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366				
6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286				
7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216				
8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161				
9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097				
10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051				
11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974				
12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950				
13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882				
14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860				
15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791				
16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294	41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741				
17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038	42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694				
18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664				
19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693	44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664				
20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634				
21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601				
22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532				
23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052	48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499				
24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475				
25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841	50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440				
26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716												

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。